（復興特別所得税に係る所得税法施行規則等の適用の特例に関する経過措置）

２　令和六年六月一日から令和八年八月三十一日までの間における改正後の復興特別所得税に関する省令第八条第一項の規定の適用については、同項中「第十八条の十三の七第五項第六号」とあるのは、「第十八条の十三の七第五項第六号」とする。

○財務省令第二十九号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項から第三項までの規定中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第五項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十五項」に、「第十三条の二第三項」を「第十三条の二第四項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第十項中「第四十一条第十三項」を「第四十一条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第十一項から第十三項までの規定中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第十五項中「法第四十一条第六項」を「同条第六項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改める。

第四条の二第八項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第十項中「法第四十一条第六項」を「同条第六項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第十一項中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第十三項中「法第四十一条第六項」を「同条第六項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第十四項から第十六項までの規定中「第四十一条第三十四項」を「第四十一条第三十六項」に改め、同条第十八項中「法第四十一条第六項」を「同条第六項」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第十九項中「第四十一条第十八項」を「第四十一条第二十項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に、「第四十一条第三十三項」を「第四十一条第三十五項」に改める。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○財務省令第三十号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百二十九条及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第五十六条の規定に基づき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

財務大臣　鈴木　俊一

減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び樹木採取権」を「、樹木採取権及び漁港水面施設運営権」を「、樹木採取権及び漁港水面施設運営権」に改め、同項第二号イ中「、アスファルト」を削り、「八年」を「六年」に改め、同項第五号中「当該公共施設等運営権に係る」を削り、「公表された」の下に「当該公共施設等運営権の」を加え、同項に次の一号を加える。

七　漁港水面施設運営権　漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）第四十二条（漁港水面施設運営権の設定に係る通知）の規定により通知された当該漁港水面施設運営権の漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第五十二条第二項第三号（漁港水面施設運営権の設定の時期等）に掲げる存続期間（漁港水面施設運営権について同法第五十七条第三項（漁港水面施設運営権の存続期間）の規定による更新に伴い支出する金額につき次に掲げる規定により新たに取得したものとされる漁港水面施設運営権にあつては、当該更新がされたときに同令第四十七条（漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る通知）の規定により通知された当該漁港水面施設運営権の同条の存続期間）の年数

イ　所得税法施行令第百二十七条第四項（資本的支出の取得価額の特例）の規定により読み替えられた同条第一項の規定

ロ　法人税法施行令第五十五条第四項（資本的支出の取得価額の特例）の規定により読み替えられた同条第一項の規定

第一条第三項中「及び第六号」を「から第七号まで」に改める。

附　則

１　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

２　改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条第二項第二号の規定は、個人の令和七年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、個人の令和六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。